平成２４年（フ）第７５４号
兵庫県尼崎市武庫之荘西２丁目41番10号
債務者　ビィドリーム南武庫之荘店こと　柴田　俊作
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　榎本　祐規
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２６号
長崎県五島市吉田町2445番地49、住民票上の前住所長崎県長崎市三川町1123番地５　サンヒル三川201号
債務者　淵　　康信
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古坂　良文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
長崎地方裁判所五島支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２７０９号
札幌市東区北30条東15丁目３番１号　八千代荘101号
債務者　相原　忠一
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７２３号
札幌市豊平区豊平４条１丁目４番14号　コーポすぎはら102号
債務者　齋藤みゆき（旧姓梅田）
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８１４号
札幌市厚別区厚別南１丁目４番21号　ツインコートＢ―406号
債務者　和地　隆浩
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６号
北海道稚内市末広２丁目４番23―305号
債務者　伊藤　忠雄
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２４年（フ）第１１４号
岩手県花巻市上北万丁目726番地１、前住所岩手県花巻市上北万丁目728番地
債務者　佐々木朋子
1　決定年月日時　平成25年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第６６号
山形県酒田市駅東２丁目５番地の１　美裏マンション17号、前住所山形県酒田市緑ケ丘１丁目19番地の１　Ａ号
債務者　佐藤　　豊
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２４年（フ）第３３０号
群馬県高崎市中居町２丁目５番地４　高井ハイツ501号
債務者　宮城　友子
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第３３５号
群馬県高崎市中里見町226番地11
債務者　土屋　伸夫
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第４６５号
静岡県駿東郡長泉町本宿368番地の８　シャルムドゥ101号
債務者　吉橋　　希
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２４５号
静岡県富士宮市宮原117番地の６
債務者　西村みさ江
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第５３号
京都府舞鶴市字七日市408番地２―102号
債務者　笹治　敏昭
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２４年（フ）第６７号
京都府福知山市字堀1282番地の３　フレグランス吉田205号
債務者　田中　京子
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２４年（フ）第３５９号
大阪府河内長野市木戸２丁目14番26―101号、前住所大阪府河内長野市上原西町35番15号
債務者　富永　浩二
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１６７号
大阪府松原市南新町６丁目６番21号
債務者　上野　安男
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２１４号
堺市西区浜寺元町６丁919番地１　201号
債務者　恒石みゆき（旧姓阪口）
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係